

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援
総合事業説明会
～訪問型サービスについて～

平成30年3月28日(水)
午後6時30分～

福祉部高齢福祉介護課



平成29年1月の総合事業説明会より

【第1号訪問事業】

		国基準訪問型サービス	多様なサービス	
			訪問型サービスA	
			一体型 (介護事業所が実施)	単独型
サービス内容		現行相当サービス (身体介護+生活援助)	身体介護を伴わない生活援助を中心としたサービス	
対象者		居宅要支援被保険者等(要支援認定相当で、身体介護又は訪問介護員による専門的なサービスを必要とする者。)	居宅要支援被保険者等(要支援認定相当で、現行相当サービス、他のサービスA利用以外)	居宅要支援被保険者等(要支援認定相当で、現行相当サービス、他の訪問型サービスA利用以外)
人員に関する基準	管理者	旧介護予防訪問介護に同じ	専従1人 (現行相当サービスの職員との兼務可)	専従1人(業務に支障がない場合他の職務に従事できる)
	サービス提供責任者等	旧介護予防訪問介護に同じ	現行相当のサービス提供責任者が行う場合には、現行相当の範囲内で提供(超える場合は、別にサービスA提供責任者の配置が必要)	サービスA提供責任者:1以上必要数 【資格】サービス提供責任者相当又は市が実施する研修修了者
	サービスの提供者	旧介護予防訪問介護に同じ	現行相当の訪問介護員が行う場合は現行相当の範囲内で提供(超える場合は、別に生活援助員の配置が必要)	生活援助員:必要数 【資格】訪問介護員相当又は市が実施する研修修了者
設備に関する基準		必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品	必要な広さを有する区画及びサービス提供に必要な広さ及び備品	

平成30年2月16日地域包括支援センターとの総合事業に関する意見交換会より

【地域包括支援センターからの事前意見取りまとめ資料より抜粋】

サービス類型 の考え方	居宅支援だと「生活援助」で利用者と一緒にいる場合は「身体＋生活」で考えることが多く、一緒に生活援助行為を行えば「家事支援：サービスA」ではなく「国基準」ではないと言われる。「考え方」に該当しない場合。 ……この辺りも包括により異なると言われることがある。
サービス類型 の考え方	ケアプラン作成する際に国基準と緩和したサービスAのどちらを位置づけるかはケアマネジャーの適切なアセスメントにまかされているところであるが茅ヶ崎市の判断基準が具体的に明確でないために解釈がまちまちでバラつきを生じていると感じる。事例などを用いながらももう少し解かりやすい判断基準を示していただきたい。
サービス類型 の考え方	サービスAの移行など包括によってバラつきが生じている。地域差があることで市民に対して公平性を欠いていると思われる。
サービス類型 の考え方	アセスメントの結果、サービスAに該当しても事業所が指定を受けていない場合は事業所を変更する必要があり、本人に不利益しか生まれない。それを踏まえて国基準型サービスのケアプランを作成する際の根拠の基準がケアマネジャーの解釈になっていることは公平ではないと考える。サービス事業所からは〇〇地区の包括はサービスAに移行しているケースが多い（困っている）など、たびたび耳にしている。また、委託をしているケアマネジャーからケアプランの相談を受けた際も現在の基準のみでは適切な助言が困難で市へ委ねている現状にある。

平成30年3月7日地域包括支援センター管理責任者会より

[平成12年3月17日老計10号より]

1 身体介護

身体介護とは、[1]利用者の身体に直接接触して行う介助サービス(そのために必要となる準備、後かたづけ等の一連の行為を含む)、2]利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共にいる自立支援のためのサービス、[3]その他専門的知識・技術(介護を要する状態となった要因である心身の障害や疾病等に伴って必要となる特段の専門的配慮)をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスをいう。(仮に、介護等を要する状態が解消されたならば不要※となる行為であるということができる。)

※例えば入浴や整容などの行為そのものは、たとえ介護を要する状態等が解消されても日常生活上必要な行為であるが、要介護状態が解消された場合、これらを「介助」する行為は不要となる。同様に、「特段の専門的配慮をもって行う調理」についても、調理そのものは必要な行為であるが、この場合も要介護状態が解消されたならば、流動食等の「特段の専門的配慮」は不要となる。

○1-6 自立生活支援のための見守りの援助

(自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)

○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)

○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)

○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助)

○移動時、転倒しないように側について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)

○車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助

○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。

○認知症の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

平成30年3月7日地域包括支援センター管理責任者会より

[平成12年3月17日老計10号より]

2生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。)

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

[1] 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為

[2] 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

2-0 サービス準備等(サービス準備は、生活援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。)

2-0-1 健康チェック 利用者の安否確認、顔色等のチェック

2-0-2 環境整備 換気、室温・日あたりの調整等

2-0-3 相談援助、情報収集・提供 2-0-4 サービスの提供後の記録等

2-1 掃除 ○居室内やトイレ、卓上等の清掃 ○ゴミ出し ○準備・後片づけ

2-2 洗濯 ○洗濯機または手洗いによる洗濯 ○洗濯物の乾燥(物干し) ○洗濯物の取り入れと収納

○アイロンがけ

2-3 ベッドメイク ○利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

2-4 衣類の整理・被服の補修 ○衣類の整理(夏・冬物等の入れ替え等) ○被服の補修(ボタン付け、破れの補修等)

2-5 一般的な調理、配下膳 ○配膳、後片づけのみ ○一般的な調理

2-6 買い物・薬の受け取り ○日用品等の買い物(内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む) ○薬の受け取り

平成30年3月7日地域包括支援センター管理責任者会より

[介護サービス関係Q&A集より]

367	特段の専門的配慮をもって行う調理	「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)別紙1-1-3においては、「特段の専門的配慮をもって行う調理」に該当するものとして、「嚥下困難者のための流動食」が例示されているが、それ以外にはどのようなものがあるか。	「厚生労働大臣が定める者等を定める件」(平成12年2月10日厚生労働省告示第23号)の八にいう「厚生労働大臣が定める特別食」を参照されたい。 なお、調理に当たっては、利用者の心身の状況や生活状況等を勘案した上で、熱量、蛋白質量、脂質量等の食事内容について配慮を行うものであり、例えば、医師の具体的な指示に基づく管理栄養士の居宅療養管理指導に沿った調理を行うなど、居宅療養管理指導事業所等との連携が重要であることに留意されたい。	14.3.28 事務連絡 運営基準等 に係るQ&A
368	「身体介護」及び「生活援助」の区分	自立生活支援のための見守りの援助の具体的な内容について	身体介護として区分される「自立生活支援のための見守りの援助」とは自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りをいう。単なる見守り・声かけは含まない。 例えば、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助に関連する行為であっても、 ・利用者と一緒に手助けしながら調理を行うとともに、安全確認の声かけや疲労の確認をする ・洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒防止予防などのための見守り・声かけを行う ・認知症高齢者の方と一緒に冷蔵庫の中の整理などを行うことにより生活歴の喚起を促す ・車イスの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるように援助するという、利用者の日常生活動作能力(ADL)や意欲の向上のために利用者と共に行う自立支援のためのサービス行為は身体介護に区分される。掃除、洗濯、調理をしながら単に見守り・声かけを行う場合は生活援助に区分される。 また、利用者の身体に直接接触しない、見守りや声かけ中心のサービス行為であっても、 ・入浴、更衣などの見守りで、必要に応じた介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認を行う ・ベッドの出入り時など自立を促すための声かけなど、声かけや見守り中心に必要な時だけ介助を行う。 ・移動時、転倒しないようにそばについて歩き、介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る という介助サービスは自立支援、ADL向上の観点から身体介護に区分される。そうした要件に該当しない単なる見守り・声かけは訪問介護として算定できない	15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.151 介護報酬に係るQ&A

市が実施する研修(新たな担い手の育成)について

茅ヶ崎市総合事業では、「訪問型サービスA」、「通所型サービスA」を創設し、市が実施する研修修了者が、新たな担い手としてサービスに従事できることとしました。市が実施する研修の概要は次のとおりです。

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修

研修名	対象者	従事できるサービス	研修内容等	研修実績
生活援助員研修	生活援助員(*1)	訪問型サービスA	総合事業、高齢者の特性の理解、生活支援について等9時間程度	平成29年3月 (2日間)
サービスA担い手研修	訪問型サービスA サービス提供責任者 (*2)			平成30年2月 (2日間×2)
	管理者(*3)	通所型サービスA	総合事業、高齢者の特性の理解、介護計画の作成、事業所運営等15時間程度	平成29年3月 (3日間)
				平成30年2月 (3日間×2)

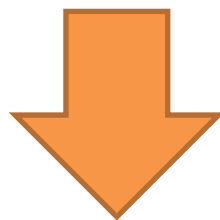
*1 訪問介護員等の資格要件がある場合（介護福祉士その他法第8条第2項に規定する政令で定めるもの）は研修を修了しなくても訪問型サービスAに従事できます。

*2 サービス提供責任者の資格要件がある場合（介護福祉士、その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第4項に規定するもの）は研修を修了しなくても訪問型サービスAサービス提供責任者として従事できます。

*3 生活相談員（指定居宅サービス等基準第93条第1項第1号に規定する生活相談員）の場合は、研修を修了しなくても管理者として通所型サービスAに従事できます。

まとめ

- ①身体介護を伴う内容であれば国基準訪問型サービス
- ②生活援助だけであれば訪問型サービスA



判断に迷う事例であれば、その都度市にご相談下さい。
→即答は難しいですが、内部で検討し回答させていただきます。

まとめ

茅ヶ崎市としては、今後サービスAを推進していきたいと考えております。

総合事業の推進の為に、今後事業者の皆様アンケート調査を実施予定です。時期、内容は現時点では未定ですが、事業推進に向けて有意義なものにしたいと考えております。皆様のご協力をよろしくお願い致します。

総合事業の推進にご協力お願い致します。

ちがさ貴族 波の精霊
えぼし麻呂 & ミーナ

